

2009度・地域労福協「統一政策制度改善要請」

記

1. 現下の厳しい経済・雇用状況の中で、職を失うと同時に住居も失い路上生活を余儀なくされた、派遣や請負等で働く非正規の失業者等を急迫保護するため、生活保護法25条1項の定めにもとづいて適正に実施すること。

<要請の考え方（根拠）>

昨秋以降の世界同時金融・経済危機は、日本の実体経済にも大きな打撃を与え、派遣や請負で働く非正規労働者の相次ぐ雇止めや契約解除によって、職と同時に住まいも失い、路上生活を強いられる失業者が増大している。2009度版厚生労働省白書は、2008年10月～2009年9月までの1年間で、非正規労働者の失業者は22万9千人となると見通している。深刻なのは、その圧倒的な人たちが雇用保険や健康保険などの社会保険の未加入者で、失業しても失業給付金の受給資格がなく、一気に貧困に陥ってしまい、生活保護の受給がなければ命をつなぐことさえ危うい状況に晒されてしまうことである。

生活保護法は、このような人々の存在を予め想定しており、同法第25条1項にもとづき、資産・扶養調査等の完了を待つことなく、申請日当日に、即日、生活保護の開始決定を行うことができると明文化している。よって、憲法25条の生存権の保障を遵守し、生活困窮者等から生活保護受給申請があった場合は、同法の主旨にもとづいて適正に運用することが強く求められている。

2. 国の「多重債務問題改善プログラム」の実効性をあげるため、ワンストップ型の相談窓口と、当該地域の弁護士、司法書士等とのネットワークで、よりきめ細かい支援体制を確立し、多重債務に陥った地域住民の生活再建を支援すること。また、県に設置されている「埼玉県多重債務対策連絡協議会」と、より一層の連携をはかること。

<要請の根拠>

2006年12月、憂に300万筆を超える署名や全国の地方議会の意見書採択（埼玉県では県議会と65市町村議会で意見書提出）などの国民的運動によって成立した「改正貸金業法」は、いよいよ出資法の上限金利の引き下げ、総量規制導入などの完全施行段階（2009年12月）を迎えている。しかし、この段階にきて付帯条項の「見直し規定」を盾に、貸金業界を中心に完全施行を阻止する動きが強まっており、予断を許さない状況になっている。これらの状況を踏まえ、貸金業法改正に向けて「意見書」を採択した貴議会の総意を尊重するとともに、国の「多重債務問題改善プログラム」並びに「埼玉県多重債務対策連絡協議会」等のキャンペーン企画等にもとづき、地域住民の多重債務者の掘り起こしを行い、弁護士等と連携した相談窓口の開設や機能の拡充をはかり、全庁的な支援体制で多重債務者の生活再建への目配りに

による支援を行うことが必要である。（全国では、住民税や国保税等の滞納者から多重債務者を発見し、貸金業者への過払いの返還請求し、滞納分に充てるなどの効果を上げている市町村もある）また、生活再建も困難な要素が多いが、担当部署の職員に委ねるのではなく、各部署が連携して滞納者や多重債務者の生活再建にあたることが望ましい。

3. 消費者庁の設置等、国の消費者行政の強化施策を踏まえ、地域住民の消費生活の安心と安全に資するため、以下の施策を講ずること。

- (1) 地域住民の消費生活の安心と安全をさらに確保する観点から、消費生活センターの機能強化をはかるため、消費生活相談員の増員をはかるとともに、消費生活相談員を専門職として位置づけ、自立した生活が確保できるよう、据え置き状態ある報酬の引き上げなど、抜本的な待遇改善をはかること。
- (2) 週4日以上の消費者相談に対応できる消費生活センター（相談窓口）を設置すること。
- (3) 複雑、多岐にわたる消費相談に対応するため、消費生活相談員の研修機会を増やすなど、そのレベルアップに努めること。
- (4) 悪質商法や詐欺に近い相談事例が多発している状況に鑑み、地元警察や地域包括支援センターなどと連携が取れるシステムを確立すること。

＜要請の考え方（根拠）＞

本年9月1日、「消費者庁」が発足し、消費者の保護と安心・安全な消費生活を目的とする消費者行政の強化がはかられることになった。しかし、各地方自治体の消費者行政は、財政の逼迫等による予算の大幅な削減や職員数の削減などで停滞し、その機能強化が喫緊の課題となっている。また、消費者行政の質的強化には、消費生活相談員の待遇改善は必須の条件となっている。加えて昨今の消費相談内容は複雑・多様化しており、消費生活相談員のレベルアップと相談体制網の早急な整備も求められているところである。

また、消費者庁関連3法の成立に伴い、市町村の努力義務として週4日以上対応できる消費生活センター（相談窓口）の設置が求められているが、悪徳商法等の被害から地域住民を守るためにも完全履行すべきである。

4. 貴議会の「協同労働の協同組合法」の早期法制化を求める意見書決議を踏まえ、新しい時代の新しい働き方として協同労働を位置づけ、また、超高齢社会時代に対応する有効な就労支援施策として、コミュニティ事業の起業と就労を支援する「コミュニティ事業・就労支援条例（仮称）」を整備・制定すること。（別紙、条文要綱例参照）

＜要請の考え方（根拠）＞

この間、超党派の衆参国會議員で、働く人々・市民による就労創出の促進を政策目的とする「協同労働の協同組合」の法制化に向けた準備が行われてきたが、まもなく

法案が提出される見通しとなっている。働く者が同時に出资者・経営者となる三位一体の仕組みを法的に整備することは、仕事起こしを通じた地域活性化につながると同時に、ディーセント・ワーク（尊厳ある労働）を実現する新しい働き方として大いに期待できるものである。本県においても昨年5月、法制化に賛同する各級議員や学識者、団体等構成する「『協同労働の協同組合』の法制化をめざす市民会議・埼玉」が結成され、議会における意見書採択の取り組みが行われてきた結果、埼玉県議会と県内全ての市町村議会で法制化を求める「意見書」が採択されている。成熟社会、超高齢社会時代の公共サービスを担う就労を振興する観点からも、「コミュニティ事業・就労支援条例（仮称）」を整備・制定することを強く求めるものである。

5. 教育、福祉、雇用等の各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を目的に、本年7月8日に公布された「子ども・若者育成支援推進法」を実効あるものにしていくため、「子ども・若者計画」を策定すること。また、策定に際しては、各界・各層の代表者で構成する「子ども・若者育成支援計画策定委員会（仮称）」を設置すること。

＜要請の考え方（根拠）＞

「子ども・若者育成支援推進法」は、その目的に「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備」をあげている。その背景として有害情報の氾濫等の子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化などがある。としているが、もう一つの大きな背景に、家庭の貧困と連鎖する「子どもの貧困」がある。小中学校の不登校が13万人に及び、高校中退は7万人に達している今、明日の日本を担う子ども・若者たちが学ぶ権利を奪われ、将来を描くことさえ出来ない状況に置かれている。

都道府県や市町村における「子ども・若者計画」は、努力義務規定ではあるが、子どもの教育は社会全体の問題であり、これ以上「教育格差」を拡大させないためにも、行政や教育機関はもとより、地域社会のあらゆる社会的資源を動員して、子どもの貧困を救い、多くの問題を抱えている若者を支援することを責務し、子ども・若者を地域で支援するネットワークづくりを進めるべきである。